

令和7年度 守谷市放課後こども総合プラン 自己評価チェックシート

施設名

守谷市放課後こども総合プランの自己評価は、評価基準をこども家庭庁「放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月改定)」とし、施設運営の実情に応じて、放課後こども教室及び学校をはじめとする他施設や地域との連携を踏まえた運営について、一定期間を振り返って評価するものとします。

<自己評価チェックの進め方>

- 各施設単位で、運営の内容について確認してください。
 - 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
 - その際、別紙「自己評価チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて、「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
 - 各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えば「○:できている(評価の着眼点の事項がすべてできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった段階で記入してください。なお、評価に該当しない場合は、「-:該当しない(評価対象に当てはまらない)」を記入してください。
- 、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(評価が△、×だった場合は、改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください。(100字以内)職員間で評価結果や気づき、より良い育成支援の視点を共有する際に役立ちます。

I 運営指針:総則とそれに直接付随する項目【=第1章、第2章、第7章に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	定期的に指針の内容を周知している。	
	2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	日々のミーティングで放課後児童健全育成事業の社会的責任の認識を深めている。	
	3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本的	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	こどもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整えるように日々努めている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	放課後児童クラブにおけるこどもの様子を日常的に伝え、学校等関係機関と連携することにより家庭での養育を支援している。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	放課後児童クラブの支援員の言動がこどもに大きな影響を与えることを理解し、日々のミーティングにおいてより研鑽を深めている。
(4)放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任、子どもの権利や人権に配慮することを理解し、職員間で共有している。	○	日々のミーティングで放課後児童健全育成事業の社会的責任の認識を深めている。こどもの人権に関する規定等について十分に理解したうえで、それを実現するための育成支援を行っている。	
第7章 職場倫理及び事業内容の向上	4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得る育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	内部研修などにより放課後児童支援員として必要となる知識と技能の向上に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。(こどもや保護者の人権配慮、児童虐待等の禁止、守秘義務を遵守する、関係法令に基づき個人情報適切に取扱い、プライバシーを保護する等。)	○	全支援員が職場倫理を自覚し、職務にあたっている。
	5 要望及び苦情への対応	○こども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望を受け付ける意見箱を設置し、保護者やこどもからの要望等を積極的に受け付ける環境を整えている。	
	6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	放課後児童支援員として、会議を開催しその記録の作成等を通じて情報共有を積極的に行っている。
		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。(性暴力防止を含む)	△	年間を通して様々な内容の研修に参加する機会を得られている(性暴力を除く)。
		(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、こどもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	運営の内容についての自己評価を行い、その結果を公表している。
第2章 事業の対象となるこどもの発達	7 こどもの発達理解	○放課後児童支援員等は、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、配慮が必要なこどもへの支援体制の整備、育成支援を行っている。	○	こどもの発達段階と個人差を理解しながら育成支援を行っている。支援員ミーティングでも発達段階について度々話題にして、こどもの理解に努めるようにしている。	

II 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。(こどもの人権に配慮し、児童クラブや支援員が信頼できる存在であることなど)	○	放課後児童支援員がこどもの人権を尊重しこどもが自ら通い続けられるよう育成支援を行っている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	育成支援の留意点(9項目)について、日々のミーティングで理解を深めるよう努めている。
	9 障がいのあるこどもへの対応	(1)障がいのあるこどもの受入れの考え方	○障がいのあるこどもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	インクルージョンの考え方に立ち、こども同士が共に成長できるよう、可能な限り受け入れを行っている。
		(2)障がいのあるこどもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのあるこどもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	事前面談を行い、障害のあるこどもの育ちや理解を深め育成支援を行っている。
	10 特に配慮を必要とするこどもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待に加え、性暴力の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	児童虐待の防止等に関する法律の内容理解を深めながら、関係機関と連携し、早期発見の努力義務を果たしている。
		(2)特別の支援を必要とするこどもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要なこどもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭での養育について特別な支援が必要な状況を早期に捉え、適切な支援につなげることができるように努めている。
		(3)特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	プライバシーの保護、秘密保持に関しては運営指針の第1章の3、(4)を遵守すべく日々努力している。
	11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、こどもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	アプリの活用により出席の確認を確実にし、間違い下校を防いでいる。また連絡帳の活用、口頭での伝達を日々丁寧に実施している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者との信頼関係を築くように努め、子育てのこと等について相談しやすい環境作りに努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会の運営に協力し、活動や行事を通して保護者との協力関係を構築している。
	12 育成支援に含まれる職務内容と関係する業務	(1)育成支援に係る職務	○育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援の目標や計画を作成し、保護者から理解を得られるように努めている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	おやつや昼食の準備、学校保護者との連絡調整、会議や打合せへの参加を通して、運営に関わる業務を行っている。

II 運営指針:育成支援に直接かわかる項目【=第3章、第5章に対応する項目】の続き

区分			チェック項目	結果	コメント
第5章 学校及び地域との関係	13	学校との連携	(1)学校との連携 ○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	タイムシェアにより学校施設を使用しているため、施設利用等については学校との円滑な連携に努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護 ○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報等については、予め情報の管理や取り扱いのルールを行っており、必要に応じて状況共有を行う場合は保護者からの同意を得ている。	
	14	地域、関係機関との連携 ○地域組織やこどもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	自治会、町内会等の地域の協力が得られるような活動については、課題を残している。民生委員や児童委員との連携が図れるとよいのではないかと。	
15	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校における働き方改革を踏まえながら、借用時間等について十分な配慮を行っている。		

III 運営指針:育成支援(事業内容)を直接支える項目【=第6章2に対応する項目】

区分			チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	16	(1)衛生管理 ○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い励行に努め、必要な手指消毒品や医薬品を備え、適切に管理している。	
		(2)事故やケガの防止と対応 ○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	施設設備遊具用具等については、日常的に安全を確認し、ケガの防止に努めている。	
		(3)防災及び防犯対策 ○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	年間3回の避難訓練(テーマは地震、地震後の火災発生、不審者対策)を実施している。	
		(4)来所及び帰宅時の安全確保 ○保護者・学校と連携して、来所及び帰宅時のこどもの安全を確保している。	○	保護者の送迎を原則としているが、駐車場の事故防止については日頃より声掛け、啓発活動を行っている。	

IV 運営指針:最低基準(市の条例)に依拠する項目【=第4章、第6章1に対応する項目】

区分			チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	17	(1)施設 ○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	こどもが安全に安心して過ごすことが出来るよう、専用区画を有している。	
		(2)設備、備品等 ○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	生活の場として必要な手洗い場、台所設備、トイレ、ロッカー、下駄箱、机、冷暖房器具等を設けている。	
第4章 放課後児童クラブの運営	18	(1)職員配置 ○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	基準第10条、第3項各号のいずれかに該当する支援員を2名以上配置している。	
		(2)育成支援の実施 ○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	こどもの情緒面への配慮や安全の確保の観点から、支援の単位ごとに育成支援を行っている。	
		(3)放課後児童支援員の雇用形態 ○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	こどもと安定的、継続的な関わりを持てるよう、長期的に安定した形態で支援員の雇用に努めている。	
		(4)勤務時間 ○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	こどもの受け入れ準備、ミーティング、記録の作成、清掃、配布物等の準備を行うため、こども受入れ時間の1時間前には業務を開始している。	
	19	こども集団の規模(支援の単位) ○適切なこども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	こどもが相互に関係を構築し、ひとつの集団としてまとまりをもった生活をするために、相応しい人数をひとつの単位としている(35人程度)。	
	20	開所時間及び開所日 ○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	保護者の就労を支援するため、終了延長を19時15分とし運営を行っている。	
	21	利用開始等に関する留意事項 ○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	放課後児童クラブの利用の募集にあたり、適切な時期に広く周知を図っている。	
	22	(1)運営主体の要件 ○安定した経営基盤と運営体制を有し、こどもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	運営主体は、こどもの福祉及び地域の実情について十分に理解して運営をしている。	
(2)運営上の留意事項 ○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。		○	運営主体は、設備運営基準の第14条の運営規定を十分に理解し運営をしている。		
23	労働環境整備 ○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	運営主体は、労働基準法を遵守した就業規定等を定め、勤務時間、休暇取得状況等を把握して運営を行っている。		
24	(1)会計管理 ○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	決算報告等について、定期的に監査や決算報告を行い、適正な会計管理を行っている。		
	(2)情報公開 ○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	年間2回実施される実行委員会において、会計処理や運営状況について保護者や地域社会に対して情報を公開している。		

VI 運営指針:性暴力防止対策【=第3章、第6章、第7章に対応する項目】

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	25	性暴力対策	(1)職員啓発と啓発 ○職員に対し、性暴力防止に関する研修や啓発を定期的に実施し、理解を深めている。	△	性犯罪、性暴力は個人の尊厳を著しく踏みにじる行為で許されるものではありません。その認識を職員間で共有する時間を取る必要がある。
			(2)相談体制の整備 ○性暴力発生時の相談窓口や対応マニュアルを整備し、職員に周知している。 ○保護者にも相談窓口や対応体制を周知し、安心して相談できる環境を提供している。	△ ○	啓発等によりプライベートゾーンを周知したり共有したりしているが、マニュアル作成までには至っていない。 要望を受け付ける意見箱の設置し、保護者からの要望を受け付ける環境を整えている。
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	26	性暴力対策	こどもへの教育・啓発 ○こどもの発達段階に応じた性暴力防止教育を実施し、自分の権利を理解できるように支援している。	△	読み聞かせを通して、プライベートゾーン等の周知は行っているが、今後は性暴力等を教える命の安全教育を行う必要がある。
第7章 職員の資質向上職場倫理及び事業内容の向上	27	性暴力対策	職員のメンタルヘルスケア ○性暴力防止研修や相談支援を含めたメンタルヘルスケア体制を整備し、職員が安心して働ける環境づくりに努めている。	△	性暴力防止研修は充分に実施されているとはいえない。メンタルヘルスケアについても、安心して働ける環境づくりに注力していくべきと考える。